

茨城県報 第7024号

昭和57年3月23日

火曜日

目次

規 則

- | | | |
|--|---|-----|
| ●茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則(職業訓練課) … | 1 | ページ |
| ●茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則の一部を改正する規則(監理課) …… | 2 | |

告 示

- | | |
|-------------------------------|----|
| ●国定公園の利用計画の変更(環境管理課) …… | 3 |
| ●県立自然公園の区域の変更(2件)(") …… | 4 |
| ●保安林の指定予定(2件)(林業課) …… | 5 |
| ●新規土地改良事業の審査(4件)(農地管理課) …… | 6 |
| ●土地改良法に基づく換地処分(3件)(") …… | 7 |
| ●換地計画の決定(") …… | 8 |
| ●土地収用法に基づく事業の認定(2件)(用地課) …… | 8 |
| ●道路の区域変更(2件)(道路維持課) …… | 9 |
| ●道路の供用開始(") …… | 10 |
| ●那珂川水系一級河川田野川の一部用途廃止(河川課) …… | 10 |
| ●土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課) …… | 11 |
| ●事業計画の変更認可(都市施設課) …… | 11 |

公 告

- | | |
|--------------------------|----|
| ●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) …… | 12 |
| ●道路位置の指定(") …… | 12 |

正 誤

- | | |
|-----------------------------|----|
| ●昭和57年2月25日付け茨城県報第7017号中 …… | 13 |
|-----------------------------|----|

規 則

茨城県規則第8号

茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則(昭和45年茨城県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「左欄に掲げる事務の申請者又は受験者から同表右欄」を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第1条)

手 数 料 の 名 称		手 数 料 の 額	
職業訓練指導員免許手数料		1 件 に つ き	9 0 0 円
職業訓練指導員免許の再交付手数料		1 件 に つ き	8 0 0 円
職業訓練指導員 試験手数料	実技試験を 行う場合	免許職種1職種ごとに	1 1, 0 0 0 円
	学科試験を 行う場合	免許職種1職種ごとに	2, 0 0 0 円
技能検定合格証書の再交付手数料		1 件 に つ き	8 0 0 円

備考 「免許職種」とは、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11免許職種の欄に掲げる職種をいう。

付 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

茨城県規則第9号

茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則の一部を改正する規則

茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則（昭和30年茨城県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すでに」を「既に」に、「対し、当該建設機械にかかる打刻又は検認を行つたときは」を「対する審査の事務につき」に、「打刻手数料」を「打刻申請手数料」に、「10,000円」を「18,000円」に、「検認手数料」を「検認申請手数料」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 既に徴収した手数料は、いかなる事由があつても返還しない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第416号

自然公園法（昭和32年法律第 161 号）第12条第 2 項の規定に基づき，水郷筑波国定公園に関する公園計画を変更したので，同法第13条第 3 項において準用する同法第12条第 4 項の規定に基づき，その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は，茨城県環境局環境管理課，関係市役所及び関係町村役場に備えつけて供覧する。

昭和57年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 単 独 施 設

種 類	位 置
園 地	茨 城 県 土 浦 市 (桜川)
園 地	茨 城 県 鹿 島 郡 鹿 島 町 (鹿島神宮)
園 地 宿 舎 水 泳 場 舟 遊 場	茨 城 県 行 方 郡 麻 生 町 (天王崎)
園 地	茨 城 県 行 方 郡 麻 生 町 (養神台)
園 地	茨 城 県 行 方 郡 牛 堀 町 (権現山)
園 地 舟 遊 場	茨 城 県 行 方 郡 潮 来 町 (前川)
園 地 水 泳 場	茨 城 県 行 方 郡 潮 来 町 (延方)
園 地 舟 遊 場	茨 城 県 行 方 郡 潮 来 町 (徳島)
園 地	茨 城 県 行 方 郡 玉 造 町 (高須)
園 地	茨 城 県 稲 敷 郡 美 浦 村 (馬掛)

園 水 舟 水	泳 遊 族	地 場 場 館	茨城県新治村出島村 (歩崎)
------------------	-------------	------------------	----------------

2 道 路
自 転 車 道

路 線 名	区 間
北 浦 周 遊 線	起点—茨城県鹿島郡鹿島町 (須賀・国定公園境界) 終点—茨城県行方郡潮来町 (水原・国定公園境界)
潮 来 線	起点—茨城県行方郡潮来町 (洲崎) 終点—茨城県行方郡潮来町 (前川)
霞 ケ 浦 周 遊 線	起点—茨城県行方郡玉造町 (浜・国定公園境界) 終点—茨城県新治郡出島村 (柏崎・国定公園境界)

茨城県告示第417号

茨城県立自然公園条例 (昭和37年茨城県条例第17号) 第4条の規定に基づき、昭和30年11月7日茨城県告示第1058号で指定した笠間県立自然公園の区域を次のとおり変更した。

なお、当該変更区域を表示した図面を茨城県環境管理課及び関係市町村役場に供え置いて供覧する。

昭和57年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 所 在 地 岩瀬町
- 2 変更後の区域図 (省略)

茨城県告示第418号

茨城県立自然公園条例 (昭和37年茨城県条例第17号) 第4条の規定に基づき、昭和28年 3 月 20 日茨城県告示第154号で指定した花園花貫県立自然公園の区域を次のとおり変更した。

なお、当該変更区域を表示した図面を茨城県環境局環境管理課及び関係市町村役場に備え置いて供覧する。

昭和57年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 所 在 地 高萩市, 北茨城市
- 2 変更後の区域図 (省略)

茨城県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

那珂郡美和村鷺子字踊沢3614の2, 3614の3, 字鷺子山内3627の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採することができる立木は八溝地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を茨城県庁及び美和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

笠間市本戸字一ヶ谷5131の3, 5132のイ, 5132のロ, 5133, 5135のニホ合併, 5135のヌ, 5138, 5139, 5141から5144まで, 5146のイ, 5146のロ, 5146のハ, 5146のニ, 5146のホ, 5146のヘ, 5146のトリ合併, 5146のヌ, 5146の11, 5146のヲ, 5146のワ, 5146のカ, 5146のヨ, 5146のタ, 5146のツ, 5146のヅ, 5146のネ, 5149, 5151, 5153から5155まで, 5156の1, 5156の5, 5156の12, 5156の13, 5156の22, 5156のロの3, 5161, 5225の2, 5225の4, 5225のイ

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採することができる立木は鬼怒川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第421号

茨城町明光土地改良区が行おうとする明光地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

茨城町明光土地改良区定款の写し

明光地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年3月24日から昭和57年4月12日まで

3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第422号

東茨城郡御前山村大字野口356番地軍司一男ほか50名から昭和56年9月21日付けで認可申請のあつた八幡地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 八幡地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 八幡地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年3月24日から昭和57年4月12日まで

3 縦覧の場所 御前山村役場

茨城県告示第423号

七会村長阿久津憲一から昭和57年1月13日付けで認可申請のあつた高戸地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

高戸地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年3月24日から昭和57年4月12日まで

3 縦覧の場所 七会村役場

茨城県告示第424号

千代田村長由波正から昭和57年2月4日付けで認可申請のあつた上佐谷地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

上佐谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年3月24日から昭和57年4月12日まで

3 縦覧の場所 千代田村役場

茨城県告示第425号

昭和56年3月25日付け農管指令第323号をもつて認可した山王川地区の換地計画書の更正については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第426号

昭和57年2月23日付け農管指令第99号をもつて認可した上之島地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定より公示する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第427号

昭和57年2月23日付け農管指令第97号をもつて認可した金江津第2地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第428号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業潮来町北浦湖岸地区第三工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年3月29日から昭和57年4月19日まで

3 縦覧の場所 潮来町役場

茨城県告示第429号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 高萩市

2 事業の種類 高萩市立図書館及び民俗資料館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 高萩市大字高萩字、立戸地内

(2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高萩市役所

茨城県告示第430号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 竜ヶ崎市

2 事業の種類 竜ヶ崎市保健センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 竜ヶ崎市馴馬町字中曾根地内

(2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

竜ヶ崎市役所

茨城県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和57年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和57年 3 月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 月岡真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字月岡 字法事戸前1323番から	旧	メートル 最大 27.60 最小 6.50	メートル 2,593.00	
		最大 30.50 最小 11.60	2,180.00	
新治郡八郷町大字小幡字帆崎 3309番まで	新	最大 30.50 最小 11.60	2,180.00	道路改良工事完了, 及び一部旧道処理の ための区域変更
新治郡八郷町大字下青柳 字宮久保461番の1から	旧	最大 15.00 最小 6.50	1,390.00	
		最大 15.00 最小 6.50	1,390.00	
新治郡八郷町大字小幡字帆崎 3309番まで	新	最大 26.00 最小 11.60	980.00	旧道区間一部未処理 によるダブル区域変 更

茨城県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和57年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和57年 3 月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤沢豊里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字藤沢字本町 1303—1番地先から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 3,500.00	
		最小 4.80	3,164.73	
		最大 35.00		
		最小 11.00		
新治郡新治村大字田上部 字芳山627—1番地先まで	新	最大 35.00 最小 11.00	3,164.73	旧道移管のための区 域変更

茨城県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和57年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道佐貫停車場線
- 2 供用開始の区間
竜ヶ崎市若柴町字曾根合1179番の1から
竜ヶ崎市若柴町字丸田1194番まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年3月23日

茨城県告示第434号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の
規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

昭和57年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 那珂川水系一級河川田野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和57年3月23日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
水戸市田野町字久保田263番の2地先から 同市 同町 字塙田289番の2地先まで	土 地	647.48㎡

茨城県告示第435号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により三杉第二土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和57年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 三杉第二土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年 2 月 24 日から昭和58年 3 月 31 日まで
- 3 施 行 地 区 古河市三杉町一丁目，三杉町二丁目，緑町，静町の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
古河市中心一丁目10番10号
古河市役所内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和52年 2 月 24 日
- 6 変 更 の 主 な 内 容
 - (1) 資金計画の変更
 - (2) 事業施行期間の延長（昭和56年度までを昭和57年度までに）
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日
昭和57年 3 月 23 日

茨城県告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

昭和57年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施 行 者 の 名 称 筑波町
- 2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称
筑波研究学園都市計画公園事業
5.4.001 大池公園
- 3 事 業 施 行 期 間 昭和57年12月15日から昭和60年 3 月 31 日まで
- 4 事 業 地
 - (1) 収 用 の 部 分 昭和52年12月15日茨城県告示第1319号に同じ
 - (2) 使 用 の 部 分 昭和52年12月15日茨城県告示第1319号に同じ

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和57年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡神栖町大字筒井長山1416の 1, 1415の 1, 1415の 3

2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡鹿島町下津264の43
石 沢 長 十

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
竜ヶ崎市小通幸谷町字幸谷後349の 2, 393の 2, 394の 1 の一部, 394の 3 の一部, 395の 1, 395の 2, 395の 3, 395の 4, 396の 2, 399の 1, 401, 405の 1, 406の 1, 588の20, 589, 592の 1, 592の 2, 594の 1, 595, 3311の 1, 3312の 5

2 事業主の住所及び氏名
大阪市東区本町 4 丁目46
伊藤萬株式会社 代表取締役 片 岡 昭 美

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土未指令 第217号	57. 3. 10	植野ふみ江	那珂郡東海村大字村松1038-2	那珂郡東海村大字村松 字下の内1220-532	メートル 4.00	メートル 17.60
" 第218号	"	大曾根清一郎	" 大宮町 462-1	" 大宮町字見渡 772-7, 772-8	4.00	26.12
" 第220号	57. 3. 11	大友 実	勝田市中根4825	勝田市大字中根字六ツ 野4824-20, 21, 54の 一部, 55の一部	4.00	35.00
" 第221号	"	川崎 保	" 勝倉 3433-386	" 勝倉字大平3433 -391仮換地街区番号 18-4	4.00	10.00

" 第222号	"	岡 正夫	栃木県那須郡烏山町中央2丁目8番19号	西茨城郡友部町旭町字旭平423-1	6.00	41.77
" 第228号	57.3.12	打越 勝夫	勝田市中根1360	勝田市笹野町3丁目16-15, 16-16	4.00	34.20
潮土木指令 第81号	57.3.11	境田 良平	鹿島郡大野村津賀317	鹿島郡大野村大字浜津賀字中481番5	4.00	97.45
境土木指令 第79号	57.3.8	山崎 双一	岩井市大字幸田新田125番地1	岩井市大字岩井字新田4500-22	4.10	21.50

正 誤

●昭和57年2月25日付け茨城県報第7017号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から4	及び四反田地内	及び四反田地内 4 立ち入ろうとする期間 昭和57年2月25日から昭和57年 4月30日まで



★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所